

役員報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地域福祉コミュニティほほえみ（以下「法人」という。）の役員報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(理事会・評議員会の出席報酬)

第2条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(支 給 日)

第3条 役員報酬は、理事会、評議員会、監事監査及び役員担当業務、研修会等出席した際に当日支払う。銀行振込による支給の場合はこの限りではない。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会または評議員会、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

別表1(2条関係)

名称	報酬1日
理事会・評議員会出席報酬等	10,000円